



寄付で応援！

# 信州の特色ある学び

大自然の中だからこそ、学べること。  
 あるいは自分の個性を思いっきり伸ばせる場所。  
 さまざまな生きづらさ※のある今だから。  
 子どもたちが安心して、豊かな体験で生きる力を育む  
 さまざまな「信州の特色ある学びの場」  
 あなたの寄付でどうか応援してください。

※長野県内の不登校児童生徒数 4,707人(2021年)【過去最多】



## 阿部知事からのメッセージ

子どもたちへ  
 あなたがそこにいること、その笑顔、一生懸命取り組む姿、  
 すべてにありがとう。未来を担う子どもたちが、将来に  
 夢と希望を持ちのびのびと育つように、お父さん、お母  
 さんを支え、子どもたち自身の力を信じ、その育ちをみ  
 んなで支えていく、そんな長野県を目指していきます。



長野県みらいベース  
キャラクター Kiffy (キッピー)

クレジット・銀行振込・郵便振替  
または現金で寄付ができます。

### 寄付はこちらから

公共的活動応援サイト  
 長野県みらいベース  
<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi>



公益財団法人  
**長野県みらい基金**

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
 TEL 026-217-2220・FAX 026-217-2221  
 [松本事務所]  
 TEL 0263-50-5535・FAX0263-50-6561



しあわせ信州

※この寄付募集は「信州『学び』応援寄付金」プロジェクトの一環として、各団体、長野県及び(公財)長野県みらい基金が協働で実施するものです。

# 子どもの学びたいを 寄付で応援しよう

信州の豊かな自然環境の中で遊び、学びながら生き抜く力を育む「信州やまほいく」や「信州自然留学（山村留学）」、一人ひとりの個性や特性に応じた学びの場である「フリースクール」など、子どもたちの個性を大切に、さらに伸ばす特色ある学びの取組が県内各地で行われています。

長野県と（公財）長野県みらい基金では、このような取組を一層充実させるため、寄付募集サイト「長野県みらいベース」を活用して寄付を集める団体等を支援し、子どもたちが主体的に学び続けられる環境づくりを進めます。皆様の温かなご支援をお願いします。

## ●寄付をお願いします

ホームページから

長野県みらいベース  
<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi/>  
以下のお支払い方法からお選びいただけます。



- ・クレジットカード
- ・銀行振込（八十二銀行・長野ろうきん・JAバンク・ゆうちょ銀行）
- ・郵便振替
- ・現金持参（長野事務所・松本事務所）

直接送金をご希望の方

寄付したい団体名と金額をお控えの上、以下の連絡先にお問い合わせください。  
公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所 **0263-50-5535**  
（受付時間 平日の午前9時から午後5時まで）

本で寄付（チャリボン）

読み終えた本を寄付してください。  
詳しくは長野県みらいベース（上記サイト）から

## ●「信州の特色ある学び」への寄付は **税制優遇措置** を受けられます！

### 個人の方

#### 所得税（①と②のどちらかを選択）※1

- ①税額控除方式  
寄付金のうち2,000円を超える額の40%を「所得税」から控除（所得税額の25%まで）
- ②所得控除方式  
寄付金のうち2,000円を超える額を「所得」から控除（総所得金額の40%まで）

#### 個人住民税（県内に住民登録のある方）

- ①県民税  
寄付金のうち2,000円を超える額の4%を「個人住民税」から控除
- ②市町村民税※2  
寄付金のうち2,000円を超える額の6%を「個人住民税」から控除

### 法人の方

限度額の範囲内で法人税の損金算入※3ができます。  
（特別損金算入＋損金算入）

税制優遇措置を受けるためには **確定申告** が必要です。  
長野県みらい基金が発行する **領収書** を保管しておいてください。

※1 詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>

※2 市町村によっては寄付金の目的に制限があります。県ウェブサイトでご確認ください。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>

※3 詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>